

# 平成30年度泊まろういばらきバスツアー造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から本県への宿泊型・体験型観光客を増加させるため、宿泊旅行商品の造成経費の一部を助成することにより、魅力ある旅行商品の造成を促し、茨城県への新たな旅行需要の創出を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

(1) 平成31年3月31日までにツアーを実施すること。ただし、以下の期間が1日でも含まれる旅行商品は対象外とする。

平成30年12月29日から平成31年1月3日

(2) 茨城県内に1泊以上する募集型企画旅行商品であること。

(3) ツアーの発地は、茨城県の近隣都県（福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）外の国内からであること。

(4) 1旅行商品あたり15名以上の送客があること。

(5) 茨城県内の新たな魅力を体験できるツアーなど、新規性・独創性の高いツアーであること。

(6) 同テーマでの商品造成の取組を継続的に実施していく方針・熱意を持っていること（今回だけの取組にならないこと）。

(7) いばらき漫遊観光キャンペーン推進協議会が指定するアンケートを参加者に対して実施すること。

(8) 国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。

2 前項の要件に加えて、次の要件を満たす場合、助成額を加算できるものとする。

ツアーの行程において、参加者1名あたりの茨城県内での体験料金が、合計1千円（税込）以上となること。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は次のとおり送客実績に応じて算定する。

(1) 茨城県の近隣都県（福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）外を発地とした旅行商品の場合、ツアー参加者1名につき5千円を助成する。ただし、1旅行商品につき、400千円を助成限度額とする。さらに、前条第2項の要件を満たす場合、ツアー参加者1名への助成額を1千円加算する。ただし、1旅行商品につき、80千円を助成限度額とする。

(2) 同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。

(3) 1営業所につき助成を受けることができる回数は、年度内に最大3商品までとする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、原則としてツアー催行日前14日以前に、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに変更(中止)申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(終了報告及び助成金の請求)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して14日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた終了報告書(様式第4号)及び請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、前条の終了報告の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

附 則

この要項は平成30年6月11日から施行する。